

第7期障がい者計画

I 障がい者計画について

障がい者計画の基本的視点

前章までに整理した本村の障がい福祉の現状と課題、および国の「第5次障害者基本計画」に示された考え方等を踏まえて、本計画の基本的視点を以下の3つと定めます。

(1) 共生社会の実現を目指して、理解を深め支え合う

「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無に関わらず全ての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。また、障がいを理由とした不当な差別的扱いや、虐待を受けることがないように、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

(2) 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別や軽重に関わらず、地域のなかで自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図り、安全で暮らしやすいむらづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

—ともにつくる、ともに暮らす地域—

障がいの有無に関わらず、だれもが就労やスポーツ、文化活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる「ともに暮らす」地域づくりに取組めます。

基本的視点に基づいて、本村では以下の施策を推進します。

- 1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 保健・医療の推進
- 6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 7 教育・療育・育成
- 8 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9 文化芸術活動・スポーツ等の推進

各施策の詳細を次ページより示します。

Ⅱ 施策の展開

1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

〔現状と課題〕

- ◆障がいの有無に関わらずだれもが暮らしやすい共生社会をつくるにあたっては、障がいを理由とした差別や偏見を解消し、社会的障壁を取り除くことが重要です。上伊那圏域では「かみいな圏域差別解消協議会」が中心となって、合理的配慮*や障がい者の権利に関する知識の普及・啓発に努めていますが、いまだに学校や職場などの日常生活で、障がい者が差別や偏見を感じる場面が多々あるのが実情です。
- ◆障がい者の権利侵害の防止や適切な権利の行使、いわゆる「権利擁護」として、「南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*」と「権利擁護ネットワーク上伊那全体協議会*」が設置されており、福祉課と上伊那成年後見センターによる相談窓口も運用されています。しかし権利擁護において重要な役割を担う成年後見制度*はまだ十分に認知・利用が進んでおらず、虐待に関しては家族全体が課題を抱えているケースもみられ、障がい分野に留まらない対応が課題となっています。

〔施策の方向〕

- ◆差別・偏見を解消するための意識啓発に取り組むことで、無意識の偏見のように、見えにくい障壁も含めて解消していきます。
- ◆権利擁護に関する周知・利用促進を進めます。
虐待の未然防止・早期発見・再発防止を進めます。

〔施策〕

◆差別・偏見解消のための意識啓発

	取組	主担当課
①	学校・職場などの日常生活における差別や無意識の偏見解消のための広報・周知啓発に取り組めます。	福祉課
②	事業者による合理的配慮*がなされるよう、広く村内の事業所・団体などへ普及啓発を行います。	福祉課

◆権利擁護・虐待の防止

＜権利擁護の周知・啓発＞

	取組	主担当課
③	「県障がい者虐待防止・差別解消連携会議」と連携を図り、虐待防止・差別解消の推進に取り組む。	福祉課
④	権利擁護支援が必要な人を早期発見できるよう、成年後見制度*の利用が有効な状態像を関係機関と共有します。また、上伊那他市町村とも協議しながら、権利擁護ニーズを把握するためのアセスメントツールの活用を検討します。	福祉課
⑤	権利擁護ニーズの精査・支援方針の策定・後見人候補者の選定・チームの支援・類型変更や後見人等の変更が適切にできるよう、必要に応じて南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*を開催し、事例を通じて連携の円滑化を図ります。	福祉課
⑥	成年後見制度*の担い手確保のため、上伊那成年後見センターに委託して、市民後見人*及び法人後見受任機関の育成、新たな担い手が活動しやすい体制整備を引き続き推進します。	福祉課
⑦	相談支援専門員との連携を強化し、中核機関が支援者をサポートできる体制を構築します。	福祉課

＜虐待の未然防止＞

	取組	主担当課
⑧	障がい者とその家族が抱える課題の早期解決と障がい者虐待を未然に防止するため、南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会*や関係機関との連携強化とアセスメントの充実を図ります。	福祉課
⑨	村虐待防止センター（福祉課内）の周知を図り、障がい者虐待について相談・通報しやすい体制を強化します。	福祉課
⑩	障がい福祉従事者等に対して助言や支援等を行い、虐待の未然防止に努めます。	福祉課
⑪	家族等の養護者に対して適切な助言や支援を行い、養護者の介護負担や生活上の課題を解消できるような体制を整え、養護者等による虐待の未然防止に努めます。	福祉課

2 安全・安心な生活環境の整備

〔現状と課題〕

◆地域で安全、安心に暮らせるためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、障がいの特性への理解を深め、目に見えない障壁（心のバリア）を解消し、互いに支え合う意識を持つことが重要です。

「ヘルプマーク*」や「信州あいサポート運動*」などの取組も進んでいますが、周知・理解はまだ十分とはいえません。

◆建築物、道路等のハード面においても、さまざまな障壁を取り除くことが求められます。本村では地域生活支援拠点の整備や公的施設のバリアフリー化を進めていますが、公共施設及び民間施設の整備を促進するとともに、日常生活用具の給付等による個別支援を行うことが必要です。

また、生活の重要な場であるグループホームや公営住宅も数が限られており、村内には聴覚障がい者専用のグループホームが1棟と、身体・知的・精神障がいを対象としたグループホームが1棟ありますが、ニーズを充足しているとは言えません。

◆さらに、生活の質の向上のためには移動環境の向上も重要です。本村では自動車運転できない人に向け、タクシー利用料金助成制度や福祉移送サービス等の支援を行っていますが、利便性や運用エリアなどに課題があるのが実情です。

〔施策の方向〕

◆障がい者に対して、周囲が自然に手を貸したり配慮するなどの「心のバリアフリー」の定着を図ります

◆建築物や道路、施設・設備等の利用における障壁をなくしていきます。生活の場となるグループホーム等の整備について検討します。

◆誰もが、移動しやすい地域づくりを推進します。

〔施策〕

◆心のバリアフリーの推進

	取組	主担当課
①	自らに障がいがあることを周囲に伝えるための「ヘルプマーク*」など、各種障がい者に関するマークの広報及び積極的活用を通じて、障がい者に対する理解と意識の高揚を図ります。	福祉課
②	村民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「信州あいサポート運動*」の普及・啓発に努めます。	福祉課

◆ハード面のバリアフリーと施設整備の推進

	取組	主担当課
③	障がい者が地域で安全・安心に生活できるよう、公共・公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化を促進するため、関係機関との連携により、整備に努めます。	福祉課・ 建設水道課
④	日常生活を送りやすくするため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する補助を行います。また、日常生活用具給付制度を広く周知し、必要な給付を受けられるよう努めます。	福祉課
⑤	障がい者が地域で安心して暮らせる住宅に改良できるよう、改良費の補助を実施します。	福祉課
⑥	「南箕輪村グループホーム等施設整備事業補助金」等を活用した、グループホームの新設誘致を促進します。	福祉課

◆移動しやすい環境づくり

	取組	主担当課
⑦	既存の移動支援では対応できない課題を踏まえ、新たな公共交通の在り方を地域公共交通協議会の場で検討します。	地域づくり 推進課 ・福祉課
⑧	警察及び交通安全協会と連携、協力し交通安全の確保に努めます。	総務課
⑨	関係機関との連携により、歩道設置も含めた道路改良、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等、交通安全施設の整備に努めます。	建設水道課 ・総務課
⑩	公的施設には積極的に障がい者を支援するマーク等を活用します。	福祉課
⑪	信州パーキング・パーミット制度*を広く周知するとともに、商業施設や企業等に区画の整備を働きかけていきます。	福祉課

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

〔現状と課題〕

◆障がいによって得られる情報に格差が出ないようにする「情報アクセシビリティ*」の向上は重要な課題です。村では、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努め、文字放送や手話通訳などのコミュニケーション支援も行っています。今後も様々な障がいの特性に応じられるよう発信方法に配慮することが必要です。手話通訳や要約筆記などの日常生活での意思疎通支援も行っていますが、事業の周知や利用促進は十分ではありません。

〔施策の方向〕

◆障がいの有無によって、情報共有や村政参加における差が生じないように、情報発信やコミュニケーションにおいて合理的な配慮を行います。

〔施策〕

	取組	主担当課
①	障がい福祉サービス・制度に関する情報を、「広報みなみみのわ」、村ウェブサイト、新聞、ケーブルテレビ、有線放送などで広く周知できるよう努めます。	福祉課
②	情報発信において、視覚障がい者、聴覚障がい者のみならず、知的障がい者や精神障がい者等、様々な障がい特性に応じたわかりやすい情報提供を行い、情報アクセシビリティ*向上に努めます。	福祉課・ 総務課
③	広報紙など視覚情報の発信では、視認性の良いユニバーサルデザインフォント*をできる限り活用するよう努めます。	総務課
④	意思疎通に困りごとを抱える人が、自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらえるように、手話通訳者、要約筆記者と連携を図ります。また、令和4（2022）年度に導入した遠隔手話通訳システムの周知と利用促進に努めます。	福祉課
⑤	軽度中等度難聴児の補聴器購入の費用を助成することにより、補聴器の早期装着を促し、生活・学習環境の質の向上を図ります。	福祉課
⑥	災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線で放送した内容をメールで配信したり、視覚障がい者への情報伝達方法の検討など、特性に配慮した情報発信・伝達を行うことを検討します。	福祉課・ 危機管理課
⑦	大活字本や音声自動読み上げ可能な視覚障がい者専用電子図書館サービスなど、障がいがある方が文字・活字文化を享受することができるような読書サービスの充実を図ります。	教育委員会 事務局

4 防災、防犯等の推進

〔現状と課題〕

- ◆近年は自然災害が激甚化するとともに多発する傾向にあり、防災においては障がいの特性に配慮した迅速な情報提供や避難体制の確立が求められています。本村でもこの視点による個別避難計画の作成等を進めていますが、まだ十分ではありません。
- ◆障がいを持っていることで、消費者被害や交通事故等の犯罪や事故に遭うリスクが高まる傾向があり、安全・安心を守るための対策が重要となります。

〔施策の方向〕

- ◆防災において「障がい」に対応する視点を浸透させることで、障がい者が取り残されることのない防災体制を整えます。
- ◆犯罪や事故から障がい者を守るための啓発や保護、防犯等の対策を推進します。

〔施策〕

◆障がいに配慮した防災の推進

	取組	主担当課
①	発災時に迅速かつ円滑に避難支援等を実施するために、平常時から村社会福祉協議会や自主防災組織と連携し、災害時住民支え合いマップの作成、更新を支援します。	福祉課・ 危機管理課
②	防災のための制度検討や計画策定の場に、障がい者の視点を導入するため、検討や策定の人選等に配慮するよう促します。	福祉課・ 危機管理課
③	災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線で放送した内容をメールで配信するなど、特性に配慮した情報発信・伝達を行うことを検討します。	福祉課・ 危機管理課
④	民生委員や村社会福祉協議会、区や自主防災組織と協力し、避難行動要支援者*と支援者・関係者が、避難に関する具体的な支援方法（発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路）を明確にし、支援者・関係者と連携した個別避難計画の策定を進めます。	福祉課・ 危機管理課

	取組	主担当課
⑤	情報伝達や避難支援の方法、避難所における支援（災害時支援用バンダナの使用等）や合理的配慮*について考えるため、要支援者と支援者の両者が参加できる訓練や研修の開催について検討します。	福祉課・ 危機管理課
⑥	村の地域防災計画に定められた福祉施設等において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など地域の実情に応じた避難確保計画の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援します。	福祉課・ 危機管理課
⑦	電源を必要とする医療的ケア*児者の電源確保について、給電車による給電システム等の導入を検討します。	福祉課・ 危機管理課

◆障がい者のリスクを考慮した防犯・事故防止の推進

	取組	主担当課
⑧	関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速かつ正確に共有できる体制の構築を目指します。	総務課
⑨	一人暮らし世帯などの急病等、緊急時における通報システムの活用を推進します。	福祉課
⑩	関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がい者に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。	総務課

5 保健・医療の推進

〔現状と課題〕

- ◆障がいの対応には、早期発見が重要です。妊娠・出産期から乳幼児期における健康診断、発達に関する正確な知識の啓発などにより、保護者が早く気づき、理解・対応できるよう支援することが重要です。
また、生活習慣病や疾病の進行によって障がいを持つことがあるため、若い段階からの健康づくりを促進することも必要です。
- ◆心の不調を抱える問題は、近年多様化・複雑化しており、メンタルヘルス対策、ひきこもり支援や自殺対策、精神障がい者への支援等が一層重要となっています。

〔施策の方向〕

- ◆障がいの早期発見・早期の適切な支援を進めます。
- ◆心の問題の増加と多様化・複雑化にも対応し、正しい情報の発信と相談対応の充実に努めます。

〔施策〕

◆保健医療連携による健康づくり支援

	取組	主担当課
①	障がい者が自立した生活を営むために、本人やその家族の健康相談・保健指導など相談支援体制の充実に図ります。	福祉課
②	妊産婦や乳児を対象とした健康診断、健康相談体制を充実し、障がいの早期発見に努めるとともに相談、子育て支援を行います。	こども課
③	生活習慣病の予防及び重症化を予防するため、栄養・食生活改善の推進や健康運動指導士等による運動の機会の提供等に努めます。	健康医療課
④	住み慣れた地域でその人が希望する暮らしを送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	福祉課・ 健康医療課

◆こころの問題の把握と相談等支援

	取組	主担当課
⑤	「いのち支える南箕輪村自殺対策計画」も踏まえつつ、ひきこもりの状態にある方や、生きづらさを抱えている方を受け止める環境を整え、相談しやすい体制を整備するよう努めます。	健康医療課 ・福祉課
⑥	こころの健康問題や人間関係などでお悩みの方や、その家族を対象に、保健師による相談のほか、専門職による「こころの相談*」など相談の機会を設け、村民の心の健康づくりを推進します。	健康医療課
⑦	「長野県上伊那生活就労支援センターまいさぽ上伊那」(以下「まいさぽ上伊那」という。)の伴走コーディネーターと連携して、ひきこもりの状態にある方やその家族を支援します。	健康医療課 ・福祉課

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

〔現状と課題〕

- ◆障がいの有無に関わらず自立した暮らしを送るには、幅広い問題に対応できる相談支援・意思決定支援が重要となります。本村でもこうした相談支援を進めており、福祉制度の情報を「知っ得福祉サービス」*等によって案内していますが、障がい者の抱える問題の多様化などから、既存サービスだけでは解決できないケースも増えています。
- ◆障がい者がその希望に応じて地域で生活できるよう、本村では地域移行支援・地域定着支援など様々な支援・サービス提供に努めています。しかし、まだ十分なサービスが提供できていない状況があります。医療的ケア*が必要な障がい者についても、上伊那圏域地域自立支援協議会*（※以下「自立支援協議会」という。）で働きかけを行っていますが、十分とは言えません。

〔施策の方向〕

- ◆自己決定に基づいて必要なサービスを選択することができる情報提供と相談支援の充実に努めます。
- ◆障がい福祉サービスの提供基盤の確保、日中の居場所づくり、重度な障がいにも対応できる支援体制の整備等により、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

〔施策の方向〕

◆幅広いニーズに対応する相談支援・意思決定支援の充実

	取組	主担当課
①	毎年度、「知っ得福祉サービス*」の改定を行います。また、上伊那圏域内の障がい者福祉サービス事業所の一覧を掲載し、利用者の選択肢を広げ、自己決定を促進します。	福祉課
②	障がい者それぞれのライフスタイルに応じた相談ができるよう、自立支援協議会を中心に関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた支援体制を整備し、関連機関や窓口の連携を強化します。	福祉課

	取組	主担当課
③	難病患者等に対しては、日常生活での悩みや不安の解消を図るとともに、地域で生活する難病患者の様々なニーズに配慮した相談支援、福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。	福祉課
④	福祉に関する総合相談窓口を設置するとともに、重層的相談支援体制の整備に向けて、関係機関との連携のもと、障がいや生活困窮を含めた様々な相談内容について総合的に対応し、継続的に支援できる体制を作ります。	福祉課

◆地域生活の支援の拡充

	取組	主担当課
⑤	「ぽっかぽかの家」を総合支援法による地域生活支援事業の地域活動支援センターとして位置づけ、就労系サービスの就業後の居場所としての利用も含め、機能の充実について検討していきます。	福祉課
⑥	障がい者が退院・退所した後の福祉サービスの確保のため、上伊那圏域障がい者総合支援センター*（以下「障がい者総合支援センター」という。）と連携・協力します。また、地域移行支援・地域定着支援の活用、資源の拡充について民間事業所等へ働きかけます。	福祉課
⑦	地域共生社会の実現に向け、お互いを尊重し合い、孤立することなく、困ったときに必要な支援が受けられる「支えあいの地域づくり」を推進していきます。また、障がい者が安心して地域で生活できるよう、強度行動障がいのある方のショートステイや、重度訪問介護事業所などの足りない資源及び医療的ケア*を含む支援の充実、地域生活支援拠点等の整備を図ります。	福祉課

7 教育・療育・育成

〔現状と課題〕

- ◆教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、交流を通じて理解を促すことが望まれます。多様な個性を包摂する社会をつくる第一歩として、学校におけるインクルーシブな教育を推進することが求められています。
- ◆障がい児の健やかな成長のためには、その特性やライフステージに応じて、適切な療育や相談支援を受けられる環境が欠かせません。
児童発達支援事業所「たけのこ園」では、専門職による療育を行っており、重症心身障がい児や医療的ケア*児への支援も行っています。また、南部小学校に医療的ケア*児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置し、支援の充実を図っています。

〔施策の方向〕

- ◆障がいや特性に関わらず、誰もが一緒に教育を受けることのできるインクルーシブ教育*を推進します。
- ◆個々の障がい児の特性に対応した教育・療育を、ライフステージに応じて受けられる支援体制を構築します。

〔施策〕

	取組	主担当課
①	保健師、保育園、たけのこ園、こども相談室、教育委員会事務局、自立支援協議会等、関係機関が連携・協力し、本人や保護者への早期からの療育・教育相談に応じる支援の充実を図ります。	福祉課・こども課
②	制度・分野の枠を超えた支援体制を促進のために、村内障がい福祉サービス事業所の連絡会の開催について検討します。	福祉課
③	義務教育修了後の支援が途切れないよう、制度・分野の枠を超えた支援体制を促進するとともに、成長ダイアリー*等のツールを用いた「つながる支援の体制づくり」を推進します。	福祉課・こども課・教育委員会事務局
④	早期に適切な支援につなげるため、乳幼児健診等において医師・保健師等の専門家を中心とした相談体制の充実を図ります。	福祉課・こども課
⑤	障がいの有無に関わらず互いを尊重し合いながら、可能な限り共に教育を受けられるよう、副学籍制度*を活用し、特別支援学校（義務教育課程）に在籍する児童・生徒と副学籍校との交流及び共同学習の更なる充実を図ります。	福祉課・教育委員会事務局

8 雇用・就業、経済的自立の支援

〔現状と課題〕

- ◆障がい者の経済的な自立のためには就労への支援が望まれます。本村でも各種の就労支援に取り組んでいますが、上伊那地域においては就労継続支援 A 型事業所と就労移行支援事業所が不足しており、能力に合った環境で就労支援を受けることが困難な状況があります。
- ◆上伊那地域の一般企業の障がい者の雇用状況は、令和 4（2022）年で 2.44%（法定雇用率は 2.3%）、法定雇用率達成企業の割合は 55.9%となっています。長野県全体では 58.1%、全国では 48.3%となっており、就労環境の改善や理解促進等が引き続き重要となります。

〔求められること〕

- ◆希望する働きができるよう、広域連携の中で、幅広い就労支援を提供できる体制を整えていきます。
- ◆障がいがあっても、できるだけ希望する就労ができるよう、短時間・在宅就労、自営業等、障がい者が多様な働き方を選択できる環境の整備や職場での啓発・理解促進、就労後のフォローアップ等を継続して行います。

〔施策の方向〕

	取組	主担当課
①	働く意欲のある障がい者が就労できるよう、上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター、まいさぼ上伊那、伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）、企業と連携を図りつつ就職活動支援を行います。	福祉課
②	精神障がい者が一般就労できるよう、就労継続支援事業所、上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター、まいさぼ上伊那や伊那公共職業安定所（ハローワーク伊那）と連携・協力し、支援します。	福祉課
③	障がい者が安定して職場に定着でき、働き続けることができるように、就職後も障がい者の就労に伴う生活上の相談に応じるなど、関係機関との支援体制の強化を図り就労定着の支援をします。	福祉課
④	障害者優先調達推進法*に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進します。	福祉課
⑤	卒業後等の進路の選択肢のひとつとして、自立訓練等の福祉サービスについて支援会議や相談の場面で提案をします。また、就労への移行をスムーズに行えるよう支援します。	福祉課

9 文化芸術活動・スポーツ等の推進

〔現状と課題〕

- ◆障がい者の生活を豊かにするには、障がいの有無に関わらず、様々な文化芸術活動やスポーツ等の社会参加をしやすい環境を整備する必要があります。本村では、村民文化祭やスポーツイベントなどの行事がありますが、まだ障がい者が参加しやすい環境とは言えず、住民への意識啓発とともに、参加しやすい環境整備が課題となっています。

〔求められること〕

- ◆障がい者も、他の住民と同様に、文化活動やスポーツ活動動に参加できる環境をつくっていきます。

〔施策の方向〕

	取組	主担当課
①	県等が開催するスポーツ大会や文化芸術の鑑賞、フォーラム等における障がい者の参加等の情報を広く発信したり、一般の行事・イベント等において障がい者参加のハードルを下げるための理解促進を行うこと等によって、文化・スポーツ等にだれもが参加しやすい環境をつくるための啓発を行います。	福祉課
②	村民文化祭やスポーツイベント等における障がいへの配慮や、講演会を始めとする啓発・情報発信事業を通じて、障がいの有無に関わらずだれもが楽しめる環境づくりを推進します。	福祉課・ 教育委員会 事務局
③	地域内のサークルや総合型地域スポーツクラブ NPO 法人「南箕輪わくわくクラブ」で、障がいの有無に関わらずだれもが楽しめる活動ができるような支援に努めます。	福祉課・ 教育委員会 事務局
④	地域内で活動しているサークルや団体などについて周知し、多様な人とのつながりが生まれるよう努めていきます。	福祉課・ 教育委員会 事務局